

議案第6号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成24年6月11日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険税条例(平成 18 年橋本市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～14 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定回 一世帯所屬者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合に おける附則第 4 項 (附則第 5 項において準用する場合を含む。) の規定 の適用については、附則第 4 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平 成 23 年法律第 29 号) 第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合 を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p>附 則 1～14 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。